

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○医療法施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局医療政策部医療安全課）…

告示

○包括外部監査契約の締結……………（総務局総務部グループ経営戦略課）…

○私立学校振興助成法第十四条第二項の規定に基づき定める監査事項……………（生活文化局私学部私学行政課）…

○私立学校振興助成法施行規則第二条第四号の規定に基づき所轄庁が定める書類……………（同）…

○都市計画事業の認可（四件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）…

○高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律……………（環境局環境改善部環境保安課）…

○都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…

○行政区域の境界に係る道路の管理に関する協議成立……………（建設局道路管理部路政課）…

○東京都交通事業の料金徴収事務の委託……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…

○令和七年度調理師試験の実施……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…

告示（交）

○令和七年度調理師試験の実施……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…

公告

○令和七年度調理師試験の実施……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十二号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十年東京都規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の三^{（片）}一表中「※養士」を「※養士又は管理※養士」に改める。

別記第六号様式（裏）中「※養士」を 又は 「※養士又は管理※養士」に改める。

別記第二十号様式及び第二十一号様式中「※養士」を 「※養士又は管理※養士」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の医療法施行細則別記第一号様式の三、第六号様式、第二十号様式及び第二十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づき包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第六項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 契約の相手方

(一) 住所 東京都世田谷区玉川田園調布二丁目十六番十
四号

(二) 氏名 山下 康彦

二 契約の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用等の額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要
があるときは一の前金払とする。

●東京都告示第三百八十号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十
四条第二項の規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法
人（同項に規定する会計監査人設置学校法人等を除く。）
が、同条第四項の規定により、都知事に提出する令和七年
度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書に添付する
公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）
第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）
又は監査法人の監査報告に係る監査事項を次のとおり定め
る。

平成二十八年東京都告示第五百四十一号は、令和六年度
の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類
に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用
をもって廃止する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の
定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及び
その附属明細書が作成されているかどうか。

●東京都告示第三百八十一号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第
二十九号。以下「法施行規則」という。）第二条第四号の
規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法人が都知事に
提出する令和七年度以後の計算書類及びその附属明細書に
添付すべき書類として、同号に掲げる所轄庁が定める書類
（以下「所轄庁が定める書類」という。）を次のとおり定
める。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が法施行規則
第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関
する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三
十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含
む。）又は監査法人の監査報告とする。

●東京都告示第三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一
項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年四月一日
東京都知事 小 池 百合子
一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の
種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・
二・八十五号一之江一丁目公園

三 事業施行期間 令和七年四月一日から令和八年三月
三十一日まで

四 事業地 収用の部分
江戸川区一之江一丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第三百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一
項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の
種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・
二・八十六号東小岩三丁目公園

三 事業施行期間 令和七年四月一日から令和八年三月
三十一日まで

四 事業地 収用の部分
江戸川区東小岩三丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第三百八十四号

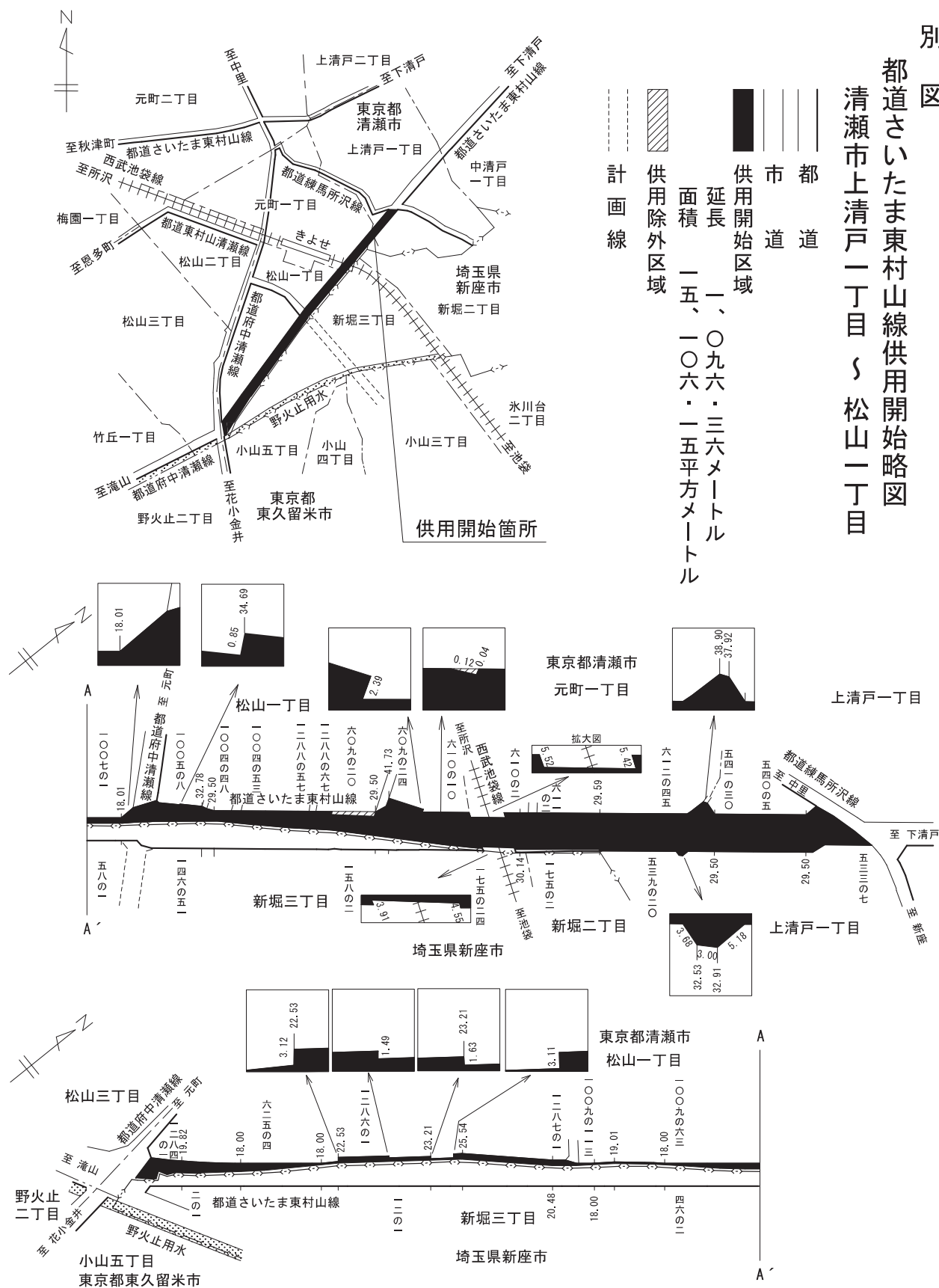
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一
項の規定に基づき町田都市計画公園事業を認可したので、
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年四月一日

●東京都告示第三百八十五号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 令和七年四月一日 東京都知事 小 池 百合子 一 施行者の名称 町田市 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画公園事業第七・五・一号芹ヶ谷公園 三 事業施行期間 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 町田市高ヶ坂二丁目及び原町田四丁目各地内 使用の部分 なし		●東京都告示第三百八十六号 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十	
●東京都告示第三百八十七号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。 その関係図面は、令和七年四月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和七年四月一日 東京都知事 小 池 百合子 一 路線名 さいたま東村山 二 供用開始の区間 清瀬市上清戸一丁目五百三十三番七		九条の二第一項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の四の二第一項に規定する免状交付事務については、次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第20号）第八条第二項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第14号）第七条第二項の規定に基づき告示する。 令和七年四月一日 東京都知事 小 池 百合子 一 委託に係る免状交付事務の内容 高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務 二 委託に係る免状交付事務を処理する場所 高圧ガス保安協会 港区虎ノ門四丁目三番十三号 三 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	
		地先から同市松山一丁目千二百八十四番一地先まで 別図表示のとおりに 令和七年四月一日	

別圖

都道さいたま東村山線供用開始略図
清瀬市上清戸一丁目　　松山一丁目



●東京都告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

さいたま東村山

二 占用を制限する区間

清瀬市上清戸一丁目五百三十三番七地先から同市松山一丁目千二百八十四番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和七年四月二日

●東京都告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定による行政区域の境界に係る道路の管理に関する協議が成立したので、同条第五項の規定に基づき告示する。
なお、関係図面は、令和七年四月一日から二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名、位置、種別及び管理者

路線名 位 置 種別 管理者

さいたま東 東京都清瀬市上清戸 道路 東京都村山 一丁目 東京都清瀬市松山一丁目

二 管理の内容

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条各号に掲げるもの、新設、改築（橋梁の架け替えを含む。）、区域変更行為及び供用開始行為（公示行為を含む。）以外の管理

三 施行年月日

令和七年四月一日

告 示（交）

●交通局告示第一号

令和六年交通局告示第二号（東京都交通事業の料金徴収事務の委託）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から実施する。

令和七年四月一日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

公 告

表一般財団法人東京都営交通協力会（昭和十八年五月二十九日に財団法人東京市電気局協力会という名称で設立された法人をいう。）の項中「Greater Tokyo o Pass」を削り、同表東京地下鉄株式会社の項中「Tokyo Subway Ticket及びGreater Tokyo Pass」を「及びTokyo Subway Ticket」に改め、同表京王電鉄株式会社の項及び京成電鉄株式会社の項中「東京フリーきっぷ及びGreater Tokyo Pass」を削り、同表京成タウンバス株式会社の項中「京成バス東京株式会社」に改め、同表京浜急行電鉄株式会社の項中「Tokyo Subway Ticket及びGreater Tokyo Pass」を「及びTokyo Subway Ticket」に改め、同表東武鉄道株式会社の項、小田急電鉄株式会社の項及び西武鉄道株式会社の項中「Greater Tokyo Pass」の運賃及び払戻し手数料」を削り、同表新京成電鉄株式会社の項を削り、同表東急電鉄株式会社の項中「及びGreater Tokyo Pass」を削り、同表公益財団法人東京観光財団の項中「TOKYO STAR TER KITTの運賃」を削る。

令和七年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）第三条の二第一項の規定により、令和七年度東京都調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項

の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験実施の期日及び時間

令和七年十月二十五日（土曜日）

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験実施の場所

東京大学駒場キャンパス（目黒区駒場三丁目八番一

号）

三 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(一) 学歴

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五

十七条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）に

よる国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令

（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二

年の課程を終わった者又は調理師法施行規則（昭和

三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定に

よりこれらの者と同等以上の学力があると認められ

る者

(二) 職歴

調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上

（原則週四日以上かつ一日六時間以上）調理業務に従

事した者

四 受験申込手続

令和七年五月七日（水曜日）から同年六月三日（火曜日）まで（当日消印有効）

中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル五

階

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛

五 合格発表

令和七年十二月十二日（金曜日）

六 試験手数料

六千四百円

七 受験申請用紙の配布場所

(一) 平日（午前九時から午後五時まで）

公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人

調理技術技能センター正会員団体、東京都保健医療局

健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健

所各出張所（支所を含む。）並びに利島村、御蔵島村

及び青ヶ島村の各村役場において配布する。

(二) 土曜日、日曜日及び祝日（午前九時三十分から午後

六時三十分まで）

東京観光情報センター都庁本部（東京都庁第一本庁

舎一階北側）において配布する。

八 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

電話 ○三（三六六七）一八一五

ホームページ <https://chouri-ggc.or.jp>